

全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第48条	平成19年中に結論	<p>【第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）】 政府管掌健康保険は、平成20年度を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化とすることとされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについても検討を行い、平成18年度中に結論を得る。その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとする。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 政府管掌健康保険は、平成18年6月に、「健康保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立、公布され、平成20年10月に国とは切り離れた新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施していくこととなっている。平成20年10月に稼働する全国健康保険協会の新たなシステムにおいては、市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成は必要としないようにシステム的に対応する方向で準備を進めている。なお、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成19年度内に検討する。 【平成18年2月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	全国で実施	政府管掌健康保険は、平成20年10月に国とは切り離れた新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、自主自律の運営のもとに都道府県単位の財政運営を基本として健康保険事業を実施しているところである。 市町村合併等による社会保険事務所の管轄の変更に伴う被保険者証の再作成については必要としないようにシステム的に対応するとともに、上記以外の事業所の所在地を変更した場合の政府管掌健康保険の被保険者証の取扱いについては、一定の条件の下に再作成は不要とする方向で平成20年9月30日に所要の措置を講じた。	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別表第2	平成21年通常国会までに関係法案提出	<p>【第8次提案に対する対応方針（平成18年2月15日）】 専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。</p> <p>【第11次提案等に対する対応方針（平成19年10月9日）】 「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。 【平成18年2月15日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項」として措置区分され、実施時期が「平成18年度中に結論」とされていたもの】</p>	検討中	<p>「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、平成20年3月に法務大臣に検討結果が報告されたところであり、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進めている。</p>	法務省